

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 5 年 6 月 21 日 (水曜日)

号 外 第 49 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次

ページ

○告示

神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定 (健康医療・薬務課)

1

告 示

神奈川県告示第334号

神奈川県薬物濫用防止条例 (平成27年神奈川県条例第10号) 第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和5年6月22日から施行する。

令和5年6月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

(1) 化学名 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジニ-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類 (通称名 Et on it a z e p i p n e、N-P i p e r i d i n y l E t o n i t a z e n e)

(2) 化学名 (2R, 3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類 (通称名 3-C P M、3-C h l o r o p h e n m e t r a z i n e)

(3) 化学名 N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類 (通称名 4 F - A B I N A C A、4 F - A B U T I N A C A)

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号 一部 四三四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話 横浜 (〇四五) 二一〇一一一一

印刷

横浜市 鶴見区 矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話 横浜 (〇四五) 五七一三三〇八